

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

令和2年11月20日提出

提出者	相模原市議会議員	中村昌治
提出者	相模原市議会議員	小池義和
提出者	相模原市議会議員	加藤明德
提出者	相模原市議会議員	松永千賀子
提出者	相模原市議会議員	長谷川くみ子

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 9 令和2年12月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の162.5」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

国の特別職の職員に対する期末手当及び本市の一般職の職員に対する期末手当の支給割合等を勘案し、令和2年12月に支給する市議会議員の期末手当を減額するための規定を追加いたしたく提案するものである。